

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

8 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	水道局人事・給与システムオンラインタイムレコーダー借入(再リース)	情報処理 機器	東京センチュリーリース (株)	1,009,584	2016年8月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	—
2	豊野浄水場浄水池排水ポンプ修繕	情報処理 機器	クボタ機工(株)	1,976,400	2016年8月9日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G3	—
3	豊野浄水場浄水池排水ポンプ用電動機修繕	情報処理 機器	(株)明電エンジニアリング	1,263,600	2016年8月26日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G3	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

水道局人事・給与システムオンラインタイムレコーダー借入（再リース）

2 契約の相手方

東京センチュリーリース（株）

3 随意契約理由

本案件は、水道局において使用する人事・給与システムオンラインレコーダー（以下、「O T R」という。）及び当該機器の各種ソフトウェアが平成 28 年 7 月 31 日をもってリース契約期限を迎えることから、上記業者と再リース契約を行うものです。

当該機器は、取得した出退勤データを勤怠管理業務のため庶務事務システムに伝送しているため、新たに機器を更新する場合は、庶務事務システム側にも影響があるため、改修や動作確認テスト等の作業が発生します。

現在使用している O T R は、動作上の不具合等もなく、今後も使用することは十分可能であり、これらを再利用することは、新たな機器を借り入れる場合と比較して必要な環境設定、ネットワークへの接続、システム稼働テスト等の作業に必要な経費が発生せず、平成 29 年 1 月に予定している南部水道センターの移設に合わせて機器更新を行うことにより、設置や撤去を繰り返し行うことも不要となることから、本システムにおいて経済的かつ効率的な運用を行うことができます。

以上のことから、移転時期に行う新機器の導入からテスト作業工程終了までの間、現在使用している機器一式を引き続き借入する必要があります。

よって、これらを実現できる唯一の業者である上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 4 2 0）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場浄水池排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

クボタ機工（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場内に設置している1、2号浄水池排水ポンプ1号の補修を行うものです。

当該排水ポンプは、（株）クボタが独自に設計、製作したものであり、排水ポンプの補修により機能回復を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要です。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、当該排水ポンプに障害が発生した場合、その原因が当該排水ポンプ固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、（株）クボタから同社の排水ポンプの修繕を移管されているクボタ機工（株）であります。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場浄水池排水ポンプ用電動機修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場内に設置している1、2号浄水池排水ポンプ1号用電動機（以下「電動機」という。）の補修を行うものです。

当該電動機は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、電動機の補修により機能回復を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要です。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、当該電動機に障害が発生した場合、その原因が当該電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、(株) 明電舎から同社の電動機の修繕を移管されている(株) 明電エンジニアリングであります。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）